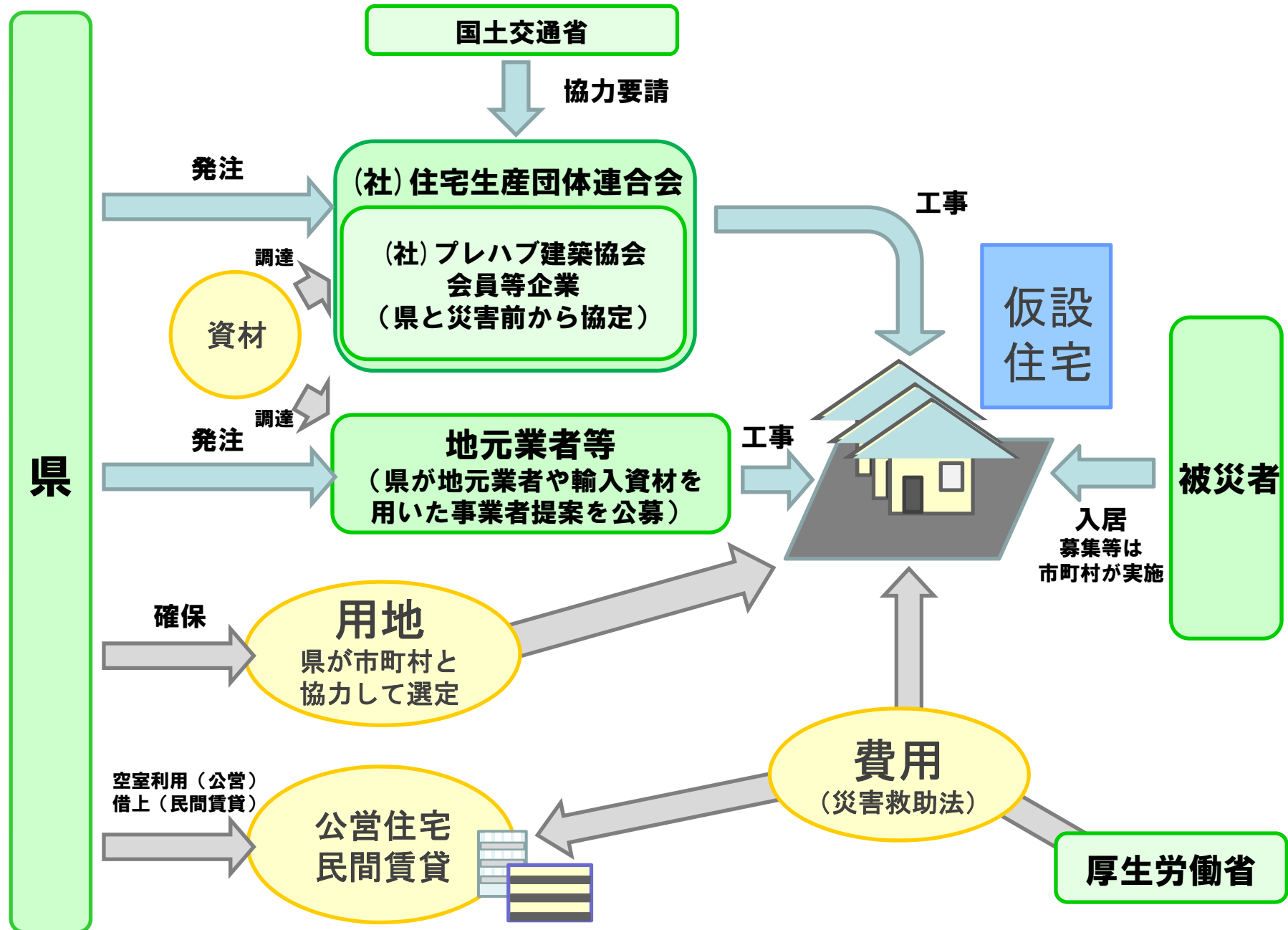


東日本大震災における 応急仮設住宅の建設に係る対応について

国土交通省住宅局住宅生産課

応急仮設住宅の供給に関する関係主体と役割について



テーマ一覧

- 1) 初動対応（国土交通省）について
- 2) 建設用地の確保等について
- 3) 資材の確保等について
- 4) 建設事業者について
- 5) 建設戸数について
- 6) 建設速度と避難者への情報提供について
- 7) 応急仮設住宅の仕様について
- 8) コミュニティ・生活環境等への配慮について
- 9) 関係者の役割分担について
- 10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について

※ 対応及び課題等は現時点の作業段階のものであり、今後、さらに検討していくこととしている。

1) 初動対応（国土交通省）について

対応を求められたこと

- 応急仮設住宅建設に向けた体制の立ち上げ
（事業者に対する建設の要請／行政部局との連携・役割分担の確認／現地における調整や情報収集窓口等）
- 現地における関連情報（被害の状況、要請戸数、用地確保の問題等）の整理

①事業者への建設要請

○3/11（発災15分後）
住宅生産課⇒プレハブ建築協会へ要請
「応急仮設住宅の生産・準備の開始をお願いしたい」

○3/14
国土交通大臣⇒住団連へ要請
「概ね2ヶ月で少なくとも3万戸程度が供給できるようにお願いしたい」

②省庁間の連携体制の構築

- 関係省庁との協力・役割分担
 - ・厚生労働省（災害救助法）
 - ・内閣府（防災関係全般）
 - ・経済産業省（資材確保（建材））
 - ・林野庁（資材確保（木材））
 - ・環境省（資材確保（浄化槽））
 - ・農林水産省（農地活用等）等
- 「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」(座長・池口国土交通副大臣(当時))
 - ・3/28～5/18まで計4回開催

③国交省職員の現地派遣

- 3/12～
東北地整・被災3県駐在職員の派遣開始
（企画専門官～課長補佐級が中心、各組織1名ずつの派遣）
 - ・被災県の建築住宅部局の立ち上げのサポート
 - ・現地窓口として情報収集、本省との連絡
 - ・要望事項等の調整
- ※岩手県は7月1日まで、
宮城県・福島県・東北地整は7月15日まで派遣

対応が難しかったこと

- 現地における支援基盤（通信・宿泊施設等）と交通手段（燃料・通行証）等の確保
- 各事案に係る担当部局の把握と役割分担
- 断片的な情報（被害情報・支援情報）の効率的な整理

今後の課題について

初動体制整備のマニュアル化、効率的な情報収集・共有体制整備

2) 建設用地の確保等について(1)

対応を求められたこと

- 国有地／農地の活用についての調整、民有地の提供申し出への対応
- 被災地近傍の沿岸部か内陸かの議論、津波浸水地域／原子力災害に係る避難区域における取扱いの整理について
- 用地選定作業の人員不足

①用地選定に係る考え方

- 被災地外の地域への建設について
 - ・用地確保が困難な市町村においては、各県に対し、必要に応じ対応を求める要請。
 - ・気仙沼市 320戸…一関市（岩手県）に建設
 - ・女川町 290戸…石巻市に建設
 - ・南三陸町 456戸…登米市に建設
 - ※その他、福島県では原子力災害に係る避難先に建設。
- 農地の活用について
 - ・農振法・農地法に基づき転用可。

○津波浸水地域への建設について

- ・原則認めないとの運用。
※宮城県等の一部地域においては、緊急時の避難安全性を確保した上で、例外を認めた事例あり

○原子力災害に係る避難区域への建設について

- ・警戒区域、計画的避難区域・緊急時避難準備区域（解除済）・特定避難勧奨地点における建設は認めないと整理。
※ただし、原子力災害対策本部より示された考え方を元に、自力避難が可能な世帯については、緊急時避難準備区域における民賃借り上げは許容

②用地選定の主体

○用地選定の主体について

- ・県が市町村と協力して選定（市町村の候補地を県が確認、プレ協等の協力）

○利用用途・建設順序の優先順位づけ

- ・自衛隊駐屯地／がれき置き場／仮設用地
- ・即対応可の遠隔地／時間がかかる近傍地
- 等、限られた用地・労力の中での優先順位づけの判断

対応が難しかったこと

- 「迅速な建設用地の確保」と「被災者の意識、ニーズへ対応」の調整
- 平地の用地確保の困難（山がちな地形・浸水地域の建設不可）⇒自衛隊駐屯地・復興住宅建設地との用地の配分

今後の課題について

地域ごとの特性（地形、想定被害、民間賃貸住宅の量、就業環境等）を踏まえた仮設住宅立地の考え方の整理と、用地に係る事前情報の収集、整理（定期的なリスト化等）

2) 建設用地の確保等について (2)

対応を求められたこと

- 用地提供に関する情報整理について
- 用地調査等における行政職員の確保のため、他行政庁からの派遣による人員体制の整備について
- 土地の造成・搬入経路確保・インフラ整備等、仮設住宅の建設に関する障害排除に係る調整について

③民有地・国有地の提供

- 民間からの情報提供体制
 - 【～4月上旬】
 - ・ 国も用地の情報を収集し、県や事業者へ情報提供
 - 【4月上旬～5月中旬】
 - ・ 県に受付窓口を一元化。
大規模用地（100戸）を中心に整理
 - 【5月中旬～】
 - ・ 小規模用地（5戸～）についても情報収集
 - ・ 国土交通大臣の呼びかけ
- 各省庁からの情報提供体制
 - ・ 財務省理財局からの国有地の提供情報

④調査に係る人員体制等の整備

- 各県への職員派遣要請
 - ・ 応急仮設住宅の建設に関し、被災3県に、延べ27行政庁及びUR都市機構から派遣。
 - ・ 延べ約7,000人／日の派遣（8月末まで。1日当たり約40人）
 - ・ 建築（躯体全般等）／土木（外構等）
 - ・ 設備（水廻り等）／電気（電気設備等）の主要4分野の技術職員の派遣
→各専門人員による現地確認チームの組織

⑤用地整備の課題

- 用地の整備に係る課題
 - 【宅地に係る課題】
 - ・ 造成の必要性
 - ・ 余震による地割修復
 - 【工事の実施に係る課題】
 - ・ 搬入路の確保
 - 【設備等に係る課題】
 - ・ 上水の確保
 - ・ 浄化槽の確保
 - ・ 電気容量の確保

対応が難しかったこと

- 用地の確認体制の整備（行政庁の人員確保、交通の不便さ）
- 着工前の用地準備に係る困難＋余震による被害⇒建設工程の遅れの発生

今後の課題について

支援体制の事前の申し合わせ、用地の技術的要件の再整理

3) 資材の確保等について

対応を求められたこと

- 断熱材の不足への対応（※震災前からの懸案事項）
 - ・ 仮需への対応
 - ・ 輸入建材の取扱いについて、資材提供の申し出への対応
- 被災工場で製造されていた必須部品・部材の確保、地元建設業者の津波被害

① 仮需への対応

○ 需給状況調査と結果に関する情報提供

- ・ ヒアリング等を元に抜粋した16種類の建材等について、アンケート調査を元に需給状況を確認し、フォローアップを実施。

※ 合板・断熱材・外装材（窯業系）・給湯設備等に供給不安の懸念があり、需給状況を注視した。

○ 他省庁との協力体制の構築

- ・ 需給アンケートの実施…（経産・環境・林野）
- ・ 資材の輸入体制の整備…（経産）
- ・ 生産体制の増強…（経産）

② 輸入建材の活用

○ 海外住宅事業者の窓口の一元化

- ・ すまいづくり・まちづくりセンター連合会で海外の資材・建設業者の情報を一元整理。
- ・ 各県に対し情報提供。

【応募・活用実績】

- ・ 322事業者／23カ国・地域からの提案応募
- ・ 岩手県：1事業者、宮城県：2事業者を採択

○ 大臣認定案件の迅速化

- ・ 輸入断熱材等に関する認定・認証体制の強化（建築基準法・JIS）

③ 工場・事業者の被災への対応

○ 住宅部品の工場の被災

- ・ 工場設備被災（断熱材・合板等）
- ・ 原子力災害避難区域（住宅設備機器の部品類等）

○ 地元建設業者の津波被害

- ・ 重機／消耗品（大工道具）等の流出

対応が難しかったこと

- 正確な需給実態の把握（資材の工場等の被災・復旧状況の把握）と生産者への要請
- 風評による過剰反応への対応（買占め、価格上昇等に関する対応）、不足資材の調達の調整（公正取引上の取り扱い）
- 仮設用資材の不足、輸入資材の事業者の活用に係る調整

今後の課題について

仮設用資材の見直し（汎用品、地元材の活用等）、資材に係る迅速な情報収集・整理・調整体制の事前整理、仮設発注・資材調達方法の再整理（WTO、公正取引上の取り扱い含む。）

4) 建設事業者について

対応を求められたこと

- 被災地事業者の活用に係る要望対応、提供の申し出事業者への対応
- 各都道府県における公募実施への協力
- 地域資材の活用の推奨

① 地元事業者活用の要望

○ 地元事業者の選定

岩手県…4/18～5/2

⇒応募89事業者中、21事業者を選定

宮城県…4/19～4/28

⇒応募156事業者中、3事業者を選定

福島県…4/11～4/18

⇒応募28事業者中、12事業者を選定

※岩手県・宮城県は県内に本店又は営業所を有する事業者、福島県は県内に本店を有する事業者を対象

○ 事業者ごとの担当戸数 (10/17現在)

・プレハブ協会担当分…43,206戸 (全戸完成)

うち規格建築部会担当分…28,660戸

住宅部会担当分…14,546戸

・地元業者等担当分 … 9,307戸

② 公募要件の設定に係る助言

○ 事務事業者による受付窓口整理

・宮城県においては、すまいづくり・まちづくりセンター連合会で受付。

・そのほか、応急仮設住宅の仕様・規格、建設・アフターサービスの条件など、地元事業者の登録に係る応募条件の設定について助言。

③ 地域資材の活用等

○ 地元産の木材の活用支援



・住田町の事例

住田町産の木材(主に杉材)を利用した戸建ての応急仮設住宅。町の第三セクター・住田住宅産業が施工。町有地に93戸を建設。

○ (社) 全国木造建設事業協会の設立

- ・ H9/1に全国建設労働組合総連合及び(社)工務店サポートセンター等による設立
- ・ 災害時の応急仮設住宅供給が目的

対応が難しかったこと

- 「被災者救済のための迅速な建設」と「地元雇用の創出」の調整、自治体の業者の業務分担の調整
- 質・仕様のばらつき、工期遅れの発生
- 発注・建設管理体制の不足(契約の遅れ、公募業務の負担、提供の申し出への対応の負担)

今後の課題について

契約方法・業務内容の再整理、発注・建設管理体制の強化、仕様の標準化の見直し、海外対応

5) 建設戸数について

対応を求められたこと

- 自治体ごとの「必要戸数」の確定とその合計の把握
- 民間賃貸住宅の活用との役割分担の整理
- 建設時期目標の明確化と公表

① 必要戸数の確定

○各県⇒各自治体に対する調査

- ・市町村の人員不足による調査把握の難航
- ・用地不足に伴う市町村域外における建設
- ・原子力災害に係る避難先での応急仮設住宅の建設等による戸数調整の難航

○必要戸数 (H23. 10. 17時点)

岩手県…13,984戸
宮城県…22,043戸
福島県…16,171戸
その他4県… 315戸

計 …52,513戸 (うち51,492戸完成)

② 民間賃貸住宅との役割分担

○厚生労働省との連携

- ・民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅の運用整理
←4月30日運用通知
- ・余剰資材の発生

○民間賃貸住宅との役割分担 (H23. 10. 17時点)

建設応急仮設住宅…51,492戸
民間賃貸住宅 …60,556戸

<参考>阪神・淡路大震災時の仮設住宅 (最終)
建設応急仮設住宅…48,300戸
民間賃貸住宅 …139戸

③ タイプ別の戸数の設定

○住戸面積別の供給割合

- ・1DK(6坪)…14%
- ・2DK(9坪)…71%
- ・3K(12坪)…15%

※プレハブ建築協会担当分のみ

○グループホーム型住宅の供給戸数 (H23. 10. 17時点)

- ・32地区610戸

対応が難しかったこと

- 市町村における担当人員の不足や原子力事故関連の避難等に係る、必要戸数の確定の困難さ
- 余剰資材の発生とその取扱い
- 世帯構成、高齢化の状況とタイプ別戸数の決定

今後の課題について

必要戸数の把握方法の確立と事業者の資材確保の在り方の検討

6) 建設速度と情報共有について

対応を求められたこと

- 建設時期目標の提示とその達成への取り組み
- 1日ごとの進捗状況把握

① 建設時期目標

○ 3万戸達成時期（国土交通大臣）
「4月末までに土地の確保をしていただければ、5月末までに3万戸を完成させて自治体に引き渡す」(4/18 参・予算委員会)

○ 全戸入居時期（内閣総理大臣）
「遅くともお盆の頃までには希望者全員に入っていただけるように、できるだけの前倒しをしていきたい、全力を挙げて努力をしたい」(4/26 衆・予算委員会)

○ 「1日でも早く、1戸でも多く」
プレ協現地本部

② 阪神・淡路大震災との比較

○ 阪神・淡路大震災との比較

- ・ 着工開始
阪神：1/20（3日後） 東日本：3/19（8日後）
- ・ 最初の仮設住宅の完成
阪神：1/31（14日後） 東日本：4/1（21日後）
- ・ 全戸完成（予定）
阪神：8/10（7月後） 東日本：11月中旬（8月後）
※原子力災害に係る未着工分を除く

③ 避難者への情報提供

○ 仮設住宅建設見通しの情報提供

- ・ 着工／完成状況の日報の発出
- ・ 工程表の作成
- ・ 建設・入居に係る情報を適時適切に共有するための業務フローの提示
⇒円滑な入居の促進
⇒旅館・ホテル等の2次避難先への情報提供体制の構築

対応が難しかったこと

- 市町村における担当人員の不足や原子力事故関連の避難等に係る、必要戸数の確定の困難
- 入居可能時期の避難者への提示
- 仕様の変更と工期への影響

今後の課題について

仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2次避難（避難者への情報提供含む）等との総合的な対応とその周知、住宅の仕様と工期の再検討

7) 応急仮設住宅の仕様について

対応を求められたこと

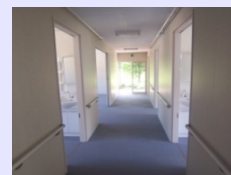
- 標準仕様の確認、建設費用の積算
- 追加仕様の必要性の確認（寒冷地対策に係る工事・高齢者対策）について
- 追加工事の実施要望の整理について

① 標準仕様等について

- 標準仕様について
 - ・ 災害救助法
1戸当たりの規模…29.7㎡ (=約9坪)
 - ・ プレハブ建築協会
[標準の規模]
6坪：1DK・9坪：2DK・12坪：3K
- 建設費用について
 - ・ 災害救助法
1戸当たりの費用238.7万円を基準
(仕様によって柔軟に対応)

② 追加仕様について

- 寒冷地対策について
 - ・ 断熱材の補強
(外断熱工法)
 - ・ 風除室の設置
- 高齢者対策
 - ・ バリアフリー化
 - ・ グループホーム



③ 追加工事の実施

- 追加工事の内容（例）
 - ・ 敷地内の舗装
 - ・ たたみの設置
 - ・ ゴーヤ等による暑さ対策
 - ・ ストーブ、カーペットの設置
 - ・ AC2台、暖房便座、



対応が難しかったこと

- 被災地特有の各種問題への対応（寒冷地対策／高齢者対策等）
- 追加工事の拡大への対応
- 各事業者ごとにおける仕様のばらつきに関する対応

今後の課題について

- 今回の教訓を踏まえた仕様の再検討（仕様水準、コスト、工期、汎用品の利用、再利用性、仕様の差についての考え方の整理等）

8) コミュニティ・生活環境等への配慮について

対応を求められたこと

- 従前コミュニティの確保について
- 利便性の確保について（仮設店舗・交通）
- 供与期間にかかる配慮について

① コミュニティ確保について

- 公募方法における工夫
 - ・ 同地域の居住者を団地ごとにまとめる
 - ・ 各団地への入居決定は抽選、部屋割を調整
 - ・ 一定戸数以上のグループでの申込を要件化
- 配置計画における工夫
玄関を北面・南面の2種類とする住戸計画。
通路をはさんで向かい合わせの設計とする。
- 自治会設立のサポート

② 利便性の確保について

- 交通手段の確保
 - ・ コミュニティバスの運行
 - ・ カーシェアリング
 - ・ 自転車の寄贈
- 仮設店舗等の併設
 - ・ (独) 中小企業基盤整備機構による整備



グリーンピア三陸みやこ
(宮古市)における仮設店舗・
ケアセンターの事例

③ 供与期間への配慮

- 特例措置の適用
特定非常災害特別措置法に基づき、最長2年3ヶ月となっている応急仮設住宅の存続期間について、特定行政庁が許可を行うことでさらに1年ごとの延長が可能とする措置を発令。

平成二十三年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」(平成23年6月1日施行)

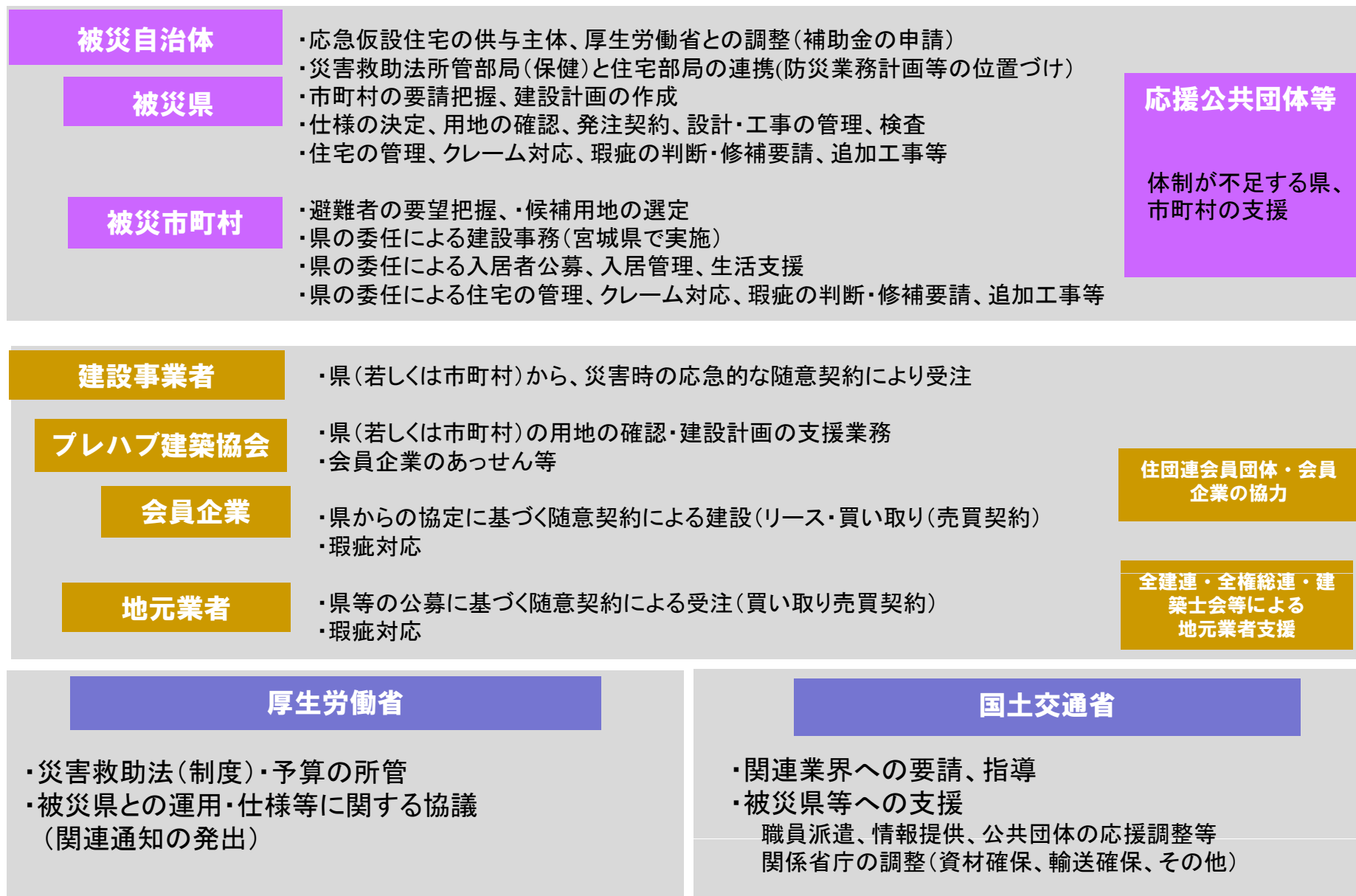
対応が難しかったこと

- 早期入居の要請（特に弱者）と、コミュニティー一体の入居の要請の調整
- コミュニティ施設の建設用地の不足、コミュニティ配慮型への設計変更
- 住宅の仕様（ハード）と、住民支援体制（ソフト）の関係の整理

今後の課題について

仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利便施設の配置計画の再検討、住民支援体制の整備等を踏まえた住宅仕様の検討、入居者選定方法の確立

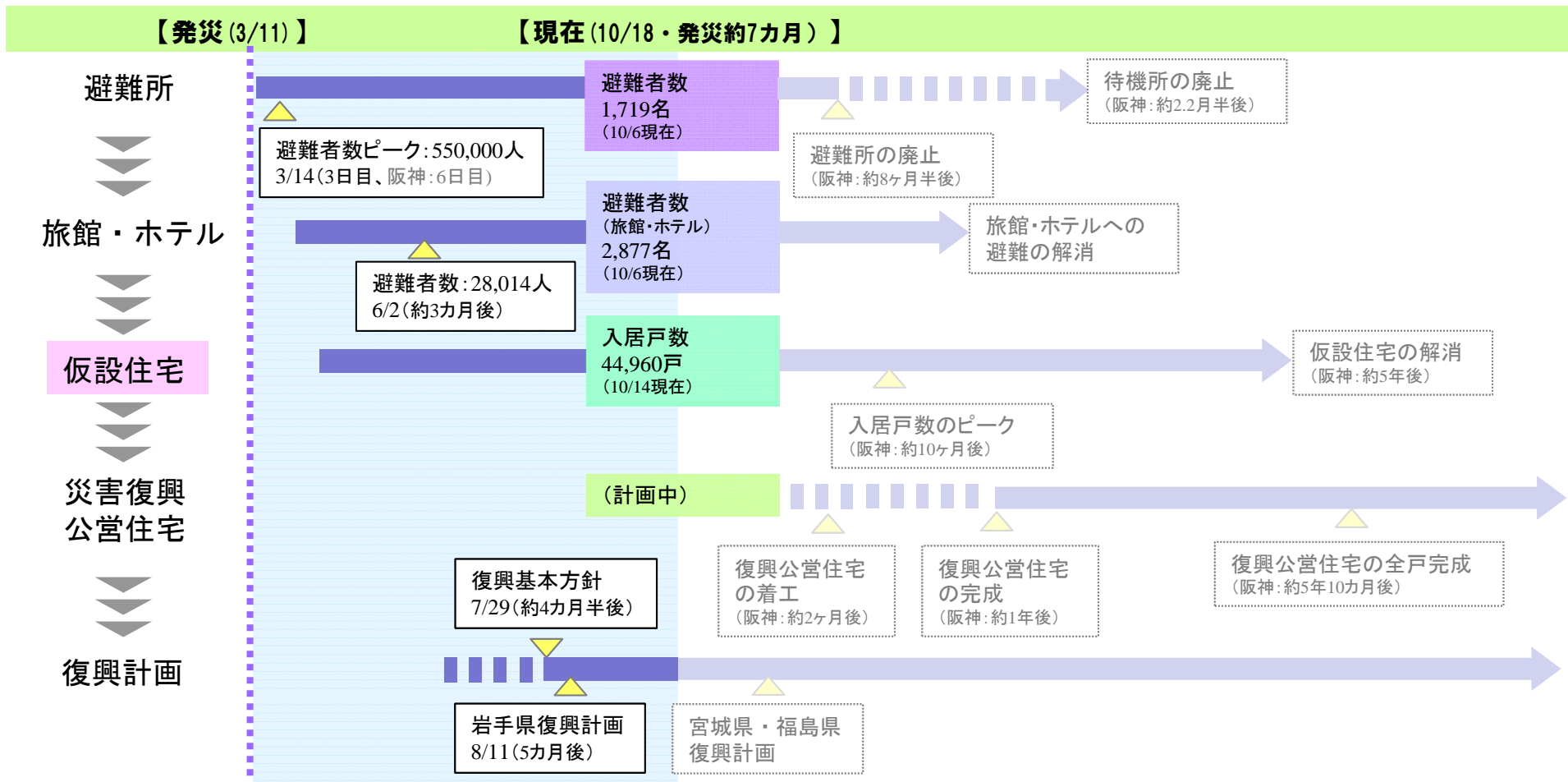
9) 関係者の役割分担について



10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について

仮設住宅は、被災者の方々が次の生活を準備する等のための、応急的、当面の住まいであり、復興プロセス全体の中で、復興の支障とならないよう、むしろ復興を促進する観点のもとで建設し、かつ、早期に解消することを目標とすべきもの（仮定）

- ① 復旧・復興の支障とならないための配慮： 例) 恒久住宅適地、産業再生適地には仮設住宅を極力建てないこと 等。
例) 仮設住宅の建設を進めながら、災害復興公営住宅の計画も並行して迅速に進めること。
- ② 復旧・復興に資するための配慮： 例) 産業・雇用再生に有効な仮設住宅の立地等への配慮。
例) 仮設住宅の建設工事を、災害により一時的に事業機会を失った地域の住宅建設事業者の当座の事業として提供。（復興需要がある場合は、この配慮は不要か。）
- ③ 復興計画等における仮設住宅解消時期の想定： 目標設定とその供用期間を踏まえた仕様や民間賃貸住宅等の活用も含めたコストの検討。



阪神淡路大震災における復興プロセスについて

